

「総合うつ対策」についての意見書

本年6月に警察庁から発表された「平成19年中における自殺の概要資料」によれば、我が国の年間自殺者は33,093人と高水準で推移しており、このうち「うつ病」が原因・動機とみられる人が最も多く、うつ病対策は喫緊の課題となっている。

うつ病を含む気分障害の患者はこの10年間で43万人から92万人と倍増し、我が国におけるうつ病の生涯有病率は6.3%と、いわば国民病となっている。また、うつ発症期間が長くなれば長いほど回復率が低下するにもかかわらず、うつ病患者の1年以内の受診率は2割に留まっていることや、中途半端な治療に対する再発率が極端に高いことなどが報告されている。

一方、我が国のうつ病に対する医療体制は、内科医におけるプライマリーケアが十分でないことに加え、専門医においても薬物療法に比べ精神療法が十分でなく、慢性のうつ病に対する有効性が認められている認知行動療法についても、臨床現場での研修を含めた研修体制が十分ではない状況にある。

また、職場におけるストレス等からうつ病等の精神疾患に罹患する者が多く、メンタル不調者の発生防止や早期発見・早期治療、休業した労働者の職場復帰に至るまでの一貫した取組の一層の充実・強化が求められている。

よって、国におかれては、すべてのうつ病患者が安心して治療を受け社会復帰ができるよう、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 うつ病に関する理解を促進させることで、うつ病の早期発見・早期治療を推進すること。
- 2 うつ病患者の受診率を欧米並みの5割以上に引き上げるとともに、受診の早期化（6か月以内）を図ること。
- 3 精神療法の拡充・強化により、薬物療法との併用体制を実現すること。
- 4 寛解（2週間症状がない状態）までの期間にわたる労災の休業補償等を配慮すること。
- 5 うつ病再発率の低下を図るため、勤労者、家事労働者の社会復帰プログラムを整備・拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月7日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
厚生労働大臣